

岡山県における市町村の消防の広域化推進計画

平成20年3月

平成31年3月一部修正

岡 山 県

目 次

1	策定経緯及び目的等	1
2	市町村の消防の現況及び将来の見通し	2
(1)	消防本部の規模	2
(2)	消防本部における消防、救急体制	4
(3)	消防団の活動	7
3	自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項	8
(1)	基本理念	8
(2)	方向性	8
(3)	推進にあたって配慮すべき事項	9
4	広域化対象市町村の組合せ	10
(1)	広域化対象市町村の組合せ	10
(2)	県内全域を1つの管轄とする広域化を推進する理由	10
5	市町村の消防の連携・協力の推進に関する事項	11
(1)	意義	11
(2)	期待される効果	11
(3)	推進にあたって配慮すべき事項	11
(4)	消防の連携・協力の具体例	12
(5)	連携・協力対象市町村の組合せ	12
6	自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置 に関する事項	14
(1)	住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等	14
(2)	各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保等	14
(3)	関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等	14
(4)	広域化に関する調査研究	14
7	広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項	15
(1)	組合の方式による場合	15
(2)	事務委託の方式による場合	15
8	市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項	16
(1)	消防団との連携の確保	16
(2)	防災・国民保護担当部局との連携の確保	16
	資 料	17

1 策定経緯及び目的等

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

こうしたことから、これまでも自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきたところであり、市町村合併の進展とも相まって、全国の消防本部の数は、最も多かった平成3年10月の936本部から平成30年4月には728本部にまで減少しているが、いまだ小規模な消防本部が多数存在しており、広域化が十分に進んだとは言いがたい状況にある。また、日本の将来人口は、少子化の進行により減少することが予想されているが、これにより、一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少することが予想される。更に、消防本部と共に地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も懸念される場所である。

このような状況に鑑み、常備消防の広域化を強力に進め、行財政上のスケールメリットを実現することが極めて有効であることから、平成18年6月に消防組織法(昭和22年法律第226号)が改正され、また、同年7月には市町村の消防の広域化に関する基本指針(消防庁告示第33号。以下、「基本指針」という。)が告示された。そして、同法において、県が県内における自主的な市町村の消防の広域化についての推進計画を策定することとされた。

こうした趣旨を踏まえて、県は、本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強・専門要員の確保、出動体制の充実や、財政規模拡大による消防車両の計画的整備など、スケールメリットの実現により消防力を強化し、住民サービスを向上させることを目的として市町村の消防の広域化を推進することとしたものである。そして、市町村の消防の現状や消防需要の動向等を踏まえながら、「岡山県市町村消防の広域化検討委員会」で検討をいただくとともに、市町村長の意見等を踏まえ、消防組織法の規定による本推進計画を平成20年3月に策定した。

こうした中、平成29年4月に市町村の消防の連携・協力に関する基本指針が示され、直ちに広域化を進めることが困難な地域において消防事務の一部について連携・協力を推進することとされた。また、平成30年4月に基本指針の一部が改正され、各消防本部が自らの消防力を分析するための消防力カードの作成及び県推進計画の再策定が求められた。

これを受け、市町村消防を取り巻く環境の変化や消防力の現状を直近のデータに更新し、市町村長の意見等を踏まえ、本推進計画を一部修正するものである。

2 市町村の消防の現況及び将来の見通し

昭和 46 年度に消防本部・署を置いていた市は 82 市町村中 10 市であったが、昭和 59 年度に高梁圏域の常備化が実現された時点で、現在の県内 14 消防本部体制が確立された。

また、平成 18 年 10 月の建部町(現岡山市)の岡山市への消防事務委託により、県内全域の常備化が実現され、現在に至っている。

これらの消防本部の設置方式で見ると、全体の約 60%にあたる 8 本部が一部事務組合による設置又は消防事務の受託を行っており、既に一定の消防の広域化を実施しているが、消防本部の規模としては小さなものが多い状況である。

「消防の広域化」とは…

2以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務（消防団の事務を除く。）を委託すること。
(消防組織法第31条より)

(1) 消防本部の規模

ア 管轄人口、管轄面積、消防吏員数

14 消防本部それぞれの規模は次のとおり大きく異なっている。

(ア) 管轄人口

最大：721 千人、 最少： 29 千人

管轄人口 30 万人以上の消防本部 2 本部

管轄人口 30 万人未満、10 万人以上の消防本部 1 本部

管轄人口 10 万人未満の消防本部 11 本部

(イ) 管轄面積

最大：1,360K m²、 最小： 103K m²

(ウ) 消防吏員数

最多：753 人、 最少： 65 人

消防吏員数 200 人以上の消防本部 3 本部

消防吏員数 200 人未満、100 人以上の消防本部 5 本部

消防吏員数 100 人未満の消防本部 6 本部

表 消防本部の規模

(単位：人、k m²)

本部等名	人 口	面 積	吏員数	署所数
岡山市消防局	721,025	1,058.73	753	20
倉敷市消防局	508,116	384.26	459	15
津山圏域消防組合	152,227	1,360.40	218	9
玉野市消防本部	60,458	103.58	121	5
笠岡地区消防組合	83,811	193.92	128	4
井原地区消防組合	55,603	334.16	100	4
総社市消防本部	68,586	211.90	106	3
高梁市消防本部	31,273	546.99	68	2
新見市消防本部	30,236	793.29	80	5
東備消防組合	49,745	402.37	105	4
真庭市消防本部	47,431	895.64	97	5
美作市消防本部	29,779	487.26	65	2
赤磐市消防本部	44,459	209.36	79	3
瀬戸内市消防本部	37,736	125.45	73	3
計	1,920,485	7,107.31	2,452	84

平成 30 年度消防防災震災対策現況調査（速報値）を基に作成

イ 今後の人口等の予測

本県の人口は、平成 18 年(2006 年)3 月末から、平成 30 年(2018 年)3 月末までは 97.3%と微減の傾向にあるものの、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(平成 25 年 3 月に発表)によると、平成 52 年(2040 年)には 1,611 千人、平成 17 年(2005 年)比では 82.3%となっている。

また、65 歳以上の老年人口は、平成 52 年(2040 年)には 560 千人で平成 17 年(2005 年)比は 128%と、急激に高齢化が進むことも予測されている。なお、前回推計(平成 19 年 4 月)では、都市的でない地域ほど、過疎化、高齢化進展の度合いが高い傾向が見られる。

これらから、消防本部の規模について、将来の見通しを踏まえながら見直しをする必要が生じていると考えられる。

(2) 消防本部における消防、救急体制

ア 人員体制、出動体制、機械器具(車両)の整備

(ア) 人員体制

県内の消防本部の吏員総数は2,452人で平成20年からの10年間で7.9%増加しているが、「消防力の整備指針」に基づく基準数と比較すると充足率は72.4%と依然として低い状況である。

また、女性消防吏員数は58人で平成20年からの10年間で223%と大幅に増加しているが、女性比率は2.4%にとどまっており、女性消防吏員の活躍を推進するため、国が目標とする平成38年度当初5%に向けてさらに増員していく必要がある。

(図1「消防吏員数の推移」(p.18)参照)

(イ) 出動体制

各消防本部の管轄区域の人口並びに面積、及び署所数は前表のとおりであり、地域の特性や歴史的社会的経緯等から様々となっている。

また、消防署や出張所に配置する消防車両数や常時出動可能人数については、各消防本部内ではほぼ統一されているものの、全県では一様でない。

このように署所の体制が異なることから、各消防本部の出動体制も異なっている。

一般的な住宅火災に対する第1次の出動車両数及び増援車両数の合計は、大規模な消防本部は9.3台、中規模な消防本部は5.6台、小規模な消防本部は4.2台と一般的に消防本部の規模が小さくなるほど少なくなっており、相対的に消防団の消防力に頼るところが大きい状況である。

また、特に小規模消防本部の中には、一般的な住宅火災に対する対応でほぼ全ての部隊が出払い、他の火災等への対応が困難となる消防本部もある。

(表1「一般的な住宅火災への出動車両数」(p.18)参照)

(ウ) 機械器具(車両)の整備

消防本部において消防車両の整備などに充てられる物件費の決算は、大規模な消防本部は3億9千7百万円、中規模な消防本部は6千2百万円、小規模な消防本部は4千8百万円と、一般的に規模の小さな消防本部ほど少額となっており、小規模消防本部においては、財政規模に対する整備費用負担が大きいはしご自動車や高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材等高度な車両・資機材の導入に困難を伴う場合があると言える。

(表2「常備消防に係る物件費の決算(H28年度)」(p.18)参照)

イ 今後一層の強化が求められる業務等

(ア) 本県における消防需要の動向

近年、消防の対応すべき事象は、以下のような状況であり、その取扱量が増えるのみならず、著しく複雑化・多様化・高度化している。

i 救急出場件数

緊急出動の大半を占める救急出場については、平成 29 年中の件数は 89,599 件であり、平成 20 年からの 10 年間で 16,639 件増加、率としては 123%と増加している。また、現在の救急出場の約半数が高齢者の搬送であることから、今後も増加傾向が予測される。

更に、近年、救急救命士の処置範囲が拡大しており、救急救命士に対する期待が高まっている。これに伴い、救急救命士の教育・実習、メディカルコントロール体制の強化など、医療機関との連携が益々重要となっている。

また、県中北部を中心として、地理的条件・救急医療機関の状況等から、救急搬送時間が 60 分を超えるケースの割合が非常に高い消防本部が見られる。

(図 2「救急出場件数・搬送人員の推移」(p. 19)参照)

(図 3「救急搬送時間の状況」(p. 19)参照)

ii 火災発生件数

平成 29 年中の火災発生件数は 758 件、過去 10 年間の平均は 752 件であり、また、同年中の火災による死者数は 42 人、過去 10 年間の平均は 37 人であり、不燃素材などの進歩、予防行政の進展にも拘わらずほぼ横ばいで推移している。

(図 4「火災発生件数の推移」(p. 20)参照)

(図 5「火災による死者数の推移」(p. 20)参照)

iii 防火対象物数

通常の建造物よりも厳しい防火管理が求められる防火対象物の平成 28 年度末の数は 61,199 件であり、平成 19 年度末からの 10 年間で 2,643 件増加、率にして 105%とわずかに増加している。

また、近年の建築物の大規模化・複雑化等に的確に対応するほか、平成 13 年に発生した新宿歌舞伎町のビル火災を契機に、全国的に消防法令違反是正の取組強化が行われている。

(図 6「防火対象物数の推移」(p. 21)参照)

iv 危険物施設数

平成 28 年度末の危険物設置許可施設数は 9,643 施設で、平成 19 年度

末からの10年間で1,654件減少、率にして85%となっている。なお、平成18年度から煙火に係る許認可業務が、平成20年度からは高圧ガスに係る許認可業務が県から市町村へ移譲されている。

(図7「危険物設置許可施設数の推移」(p.21)参照)

v 自然災害・事故

県南部を中心に甚大な被害をもたらすことが予測される南海トラフ巨大地震や県北東部を中心とする山崎断層の地震などの地震災害や、本県に大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨などの自然災害への対応が必要とされている。

また、危険物関係等の事故については、平成24年～平成28年の5年間の発生件数は77件で平成19年～平成23年の5年間の発生件数の105%と増加している。件数の増加の外、県外で発生事例のある屋外貯蔵タンクの火災や多様な危険物を取り扱う事業所における災害への備えも望まれるところである。

(表3「地震・津波被害想定(南海トラフ巨大地震)」(p.22)参照)

(表4「平成30年7月豪雨による被害状況」(p.23)参照)

(図8「危険物関係事故発生件数の推移」(p.24)参照)

vi 国民保護における役割

不安定な世界情勢を反映したテロ災害や武力攻撃災害等への対応についてもその役割を担っている。

(イ) 今後一層強化が求められる業務・体制等

前記(ア)のような状況に十分対処するためには、次のような体制の整備が求められている。

- i 地域の実情に応じた高度な消防用資機材の整備と、効果的活動及び安全管理のための現場指揮体制の整備
- ii 火災等の発生抑制及び発災時の効果的消防活動のために、建築物の大規模化・高層化や危険物の複雑化・多様化に対応した高度で専門的な知識・経験を有する予防要員の養成・確保
- iii 救急業務の高度化・専門化に対応するための救急救命士の更なる養成と気管挿管、薬剤投与ができる救急救命士の増員、再教育や急速な高齢化に伴う救急需要の増加に的確に対応するための救急体制の整備
- iv 特に、県中北部の一部地域に見られる搬送時間の長い地域をはじめとして、発症後の速やかな救急搬送により、専門的な医療を提供できるように、急性期医療機関との連携を強化していく必要がある。

(3) 消防団の活動

消防団は、常備消防とともに消防を担い、火災の消火活動や震災、水災等による大規模災害発生時の災害防除等を行う地域住民が構成員となる地域密着型の組織であり、県内全市町村で設置されている。

県では、これまで、FM放送によるラジオリレーや中学校への出前講座等により消防団活動の紹介やイメージアップを図る事業を展開してきたが、県内の消防団員の総数は、平成19年からの10年間で29,272人から28,164人と96%に減少している。今後、全県的な人口の減少、過疎化、高齢化の進行が予測されることから、団員確保にも大きな支障が生じることが考えられ、消防団の担い手不足による消防力低下が懸念される。

このため、常備消防に求められる役割は現在よりも更に大きなものとなることが想定される。

(図9「岡山県の消防団員数の推移」(p.25)参照)

(図10「岡山県の消防団員の平均年齢の推移」(p.25)参照)

3 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

(1) 基本理念

「2 市町村の消防の現況及び将来の見通し」で述べた市町村の消防の現況及び将来の見通しに鑑みると、市町村の消防の体制の整備及び確立を図るためには、市町村の消防の広域化を強力に進め、本部機能統合等の効果による消防・救急隊員の増員、予防担当者や救急救命士など専門要員の確保、財政規模拡大による特殊で高額な消防車両の計画的整備など、スケールメリットを実現することが極めて有効である。

また、消防組織法では、「市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。本県においても、市町村の消防の広域化は「2 市町村の消防の現況及び将来の見通し」で触れた消防を取り巻く様々な環境の変化に的確に対応し、市町村が今後とも住民の安全安心を確保していくための強力な手段である。このため、市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨とすることを基本理念として進める必要がある。

(2) 方向性

消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を行って次のような効果を楽しもうとするものである。このため、広域化により整備及び確立しようとする消防の体制は、消防の広域化の効果がより大きなものとなるよう、①消防力の強化による住民サービスの向上及び②消防に関する行財政上のスケールメリット実現による基盤の強化という2つの基本的な方向性がバランス良く、かつ極大化するように十分に検討することが効果的である。

(消防の広域化の効果)

- ア 災害発生時における初動体制の強化
- イ 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ウ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- エ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- オ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- カ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

(3) 推進にあたって配慮すべき事項

ア 消防力向上への配慮

関係市町村は消防の広域化に際しては、関係市町村の地域の実情に配慮しつつ、消防・救急隊員の増員、予防担当者や救急救命士など専門要員の確保、財政規模拡大による特殊で高額な消防車両の計画的整備といったスケールメリットの効果を最大限に活用するなどして、署所等の配置を含め各地域の総合的な消防力を充実・強化させるように十分な検討・協議を行う必要がある。

また、消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図り、消防を取り巻く様々な環境の変化に的確に対応するとともに、市町村が今後とも住民の安全・安心を確保していくために行うものであることから、広域化後においても、関係市町村が消防力の整備計画の見直し等を行う場合には、広域化に際してのスケールメリットの効果を更に有効に発揮できるよう工夫する必要がある。特に、高齢化社会に向けて、地理的条件や救急医療機関の状況から、搬送時間の長いケースの割合が高い地域については、消防力の維持向上に十分配慮するなど、各地域の総合的な消防力を充実・強化し、広域化の効果が更に拡大・持続するよう十分な検討・協議を行うことが重要である。

イ 関係者の理解

消防の広域化は、関係市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくよう努めなければならない。

4 広域化対象市町村の組合せ

(1) 広域化対象市町村の組合せ

県内全域を1つの管轄とすることを案として広域化を推進する。

(2) 県内全域を1つの管轄とする広域化を推進する理由

ア 国の基本指針では、消防本部の規模について、「一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また、組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えば概ね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。」とされている。

イ 本県においては、一般的に広域化によるスケールメリットとして挙げられる事項について、県内全域を一つの管轄とする場合が最も大きな効果を得ることができる。

(ア) 内部管理事務員、通信員の配備の効率化については、県内全域を一つの管轄とする場合が最も大きな効果を得ることができる。

(イ) 財政規模の拡大による高度で高価な施設設備の計画的整備が可能となるほか全県的視野での配置が可能である。

(ウ) 人事ローテーションの設定や職員の長期研修が容易となることから、救急業務や予防業務の専門職員の養成・確保が可能となる。

(エ) 管轄区域の境界が取り払われることによる現場到着時間短縮効果や、大規模災害や災害の輻輳時における統一的な指揮の下での効果的な部隊運用について最も効果を期待することができる。

ウ スケールメリットを最大限に活かしつつ、大規模性を活かして弾力性・自由度を高めることにより、地域性を考慮した運営を行い易い面があること。

エ 消防本部が有する特殊な設備の効率的活用を最も効果的に行うことができる。

(表5「消防の広域化のメリット」(p.26)参照)

(表6「現状における全県的消防力等」(p.27)参照)

5 市町村の消防の連携・協力の推進に関する事項

(1) 意義

消防の広域化は、消防力の維持・強化に当たって有効な方策とされているが、組織の統合に向けた調整が困難である等、実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力することにより、消防力の強化に効果を生み出していくことが可能となる。

(2) 期待される効果

消防の連携・協力による効果は、連携・協力を行う消防事務の種類やその方式によって様々だが、一般的に次のような効果が期待できる。

- ア 災害対応能力の向上
- イ 施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分
- ウ 人員の効率的な配置、現場要員の増強
- エ 消防本部間の人材交流による職員的能力・職務意欲の向上

さらに、消防の連携・協力を進めていくことで、職員間のつながり・意識の共有、広域的に消防事務を行うことの効果の実感、共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積等の広域化を実現していくための下地が作られることとなる。こうしたことを契機として、消防力の確保・充実の方策としてより有効とされている消防の広域化を目指すことが可能となる。

(3) 推進にあたって配慮すべき事項

- ア 消防力を充実強化していくことは喫緊の課題であり、実施することが可能な消防の連携・協力については早期に順次実施していくこと。
- イ 消防の連携・協力を進めるに当たっては、市町村の境界を越えて、地理的なメリットのある消防本部間での連携・協力を検討すること。
- ウ 複雑化・多様化する災害に対応できる高度かつ専門的な消防体制を確保するためには、地域の中核となる比較的大規模な消防本部が中心となり、近隣の消防本部との広域的な連携を図ること。
- エ 住民の防災意識が低下し、地域防災力の低下に繋がることがないように、地域の住民や企業などの自発的な防災活動への参加を継続して推進するなど、地域防災力を向上させるために、常備消防がさらに積極的に取り組んでいくこと。

(4) 消防の連携・協力の具体例

消防の連携・協力を実施するに当たっては、地域の災害特性や消防需要の見通し、地形的な状況等について把握分析しながら、関係する市町村において積極的に検討することが必要である。

消防の連携・協力の具体例として、

ア 高機能消防指令センターの共同運用

イ 消防用車両の共同整備

ウ 境界付近における消防署所の共同設置

エ 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力

オ 専門的な人材育成の推進

カ 応援計画の見直し等による消防力の強化

などがあげられる。

なお、消防の連携・協力は以上の例以外にも考えられ、消防体制の整備・確立に向けて地域の自主的かつ積極的な検討が必要である。

本県においては、平成 24 年 4 月から美作地区の 3 消防本部において通信指令業務の共同運用が実施されている。

また、平成 29 年度から備中地区の 6 消防本部において指令業務の共同化に係る検討会が始められ、平成 30 年度から備前地区の 5 消防本部においても同様の取組が検討されているが、県では、高機能消防指令センターの共同運用に向けた市町村の自主的な取組を尊重し、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う。

(5) 連携・協力対象市町村の組合せ

県内市町村における指令業務等の共同化に向けた取組を受け、今後推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）として考えられる組合せは次のとおりである。なお、この 3 つの組合せのほか、同一地区内の一部市町村或いは地区が異なる市町村の組合せについても、連携・協力対象市町村として考えられる。

ア 備前地区

岡山市、玉野市、備前市、赤磐市、瀬戸内市、和気町、吉備中央町
(関係消防本部)

岡山市消防局、玉野市消防本部、東備消防組合消防本部
赤磐市消防本部、瀬戸内市消防本部

イ 備中地区

倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、
里庄町、矢掛町

(関係消防本部)

倉敷市消防局、笠岡地区消防組合消防本部、井原地区消防組合消防本部、
総社市消防本部、高梁市消防本部、新見市消防本部

ウ 美作地区

津山市、真庭市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町、
新庄村、西粟倉村

(関係消防本部)

津山圏域消防組合消防本部、真庭市消防本部、美作市消防本部

6 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

県は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため消防の広域化推進本部を設置し、市町村と連携しながら次のような施策を講ずる。

(1) 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

広報媒体の活用や、チラシの配布、また、関係機関等の会議での説明等により、広く県民や関係者への情報提供、普及啓発を行う。

(2) 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保等

広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、市町村に対して情報提供する。また、広域化に関する具体的協議に当たり生じる諸課題への取り組み等、個別の相談に積極的に応じる。

なお、国の支援策の充実、財源の確保については、引き続き国に要請していく。

(3) 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

関係市町村の全部又は一部から求めがあったときは、市町村間の十分な協議による合意形成に向け、積極的に推奨、仲介、調整等を行うものとする。

(4) 広域化に関する調査研究

消防の広域化に関する調査研究を行う。

7 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

広域化後の消防の円滑な運営を確保するとともに広域化の効果を十分に発揮するためには、一元的・効果的な人材育成、組織編成や出動体制を確保するなど、広域化後の消防の体制を適切に整備することが有効である。そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議のうえ、可能な限り組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。

(1) 組合の方式による場合

- ア 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村毎の負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- イ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ウ 署所の配置を含む消防力の整備計画を中長期的な整備費用の見通しを含めて策定すること。
- エ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- オ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- カ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決事項の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- キ 議員構成及び執行機関は、構成団体においてバランスの取れた人員とすること。
- ク 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

(2) 事務委託の方式による場合

- ア 委託事務の範囲、委託料に係る基本的なルール等の委託に係る基本的事項
- イ 経常的経費、投資的経費それぞれについての費用負担に係る基本的なルール
- ウ 署所の配置を含む消防力の整備計画を中長期的な整備費用の見通しを含めて策定すること。
- エ 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- オ 関係市町村間の連絡会議の定期的な開催等、関係市町村間の十分な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- カ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

8 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

(1) 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、基本指針一、2のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第37条に基づき、特段の事情がある場合を除き、1市町村に1団を置くものとされている。

このため、広域化後の消防本部と消防団とが緊密に連携することで、地域密着性を維持しつつ、広域的な災害にも的確な対応が可能となる。

具体的には、次のような方策が考えられる。

ア 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施

イ 構成市町村等の消防団と当該市町村の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等

ウ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

(2) 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安全・安心の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

このため、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との一層緊密な連携が必要となる。

具体的には、次のような方策が考えられる。

ア 夜間・休日等における市町村の防災業務のうち、初動時の連絡体制の支援

イ 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置

ウ 各構成市町村等と当該市町村の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各構成市町村等の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等

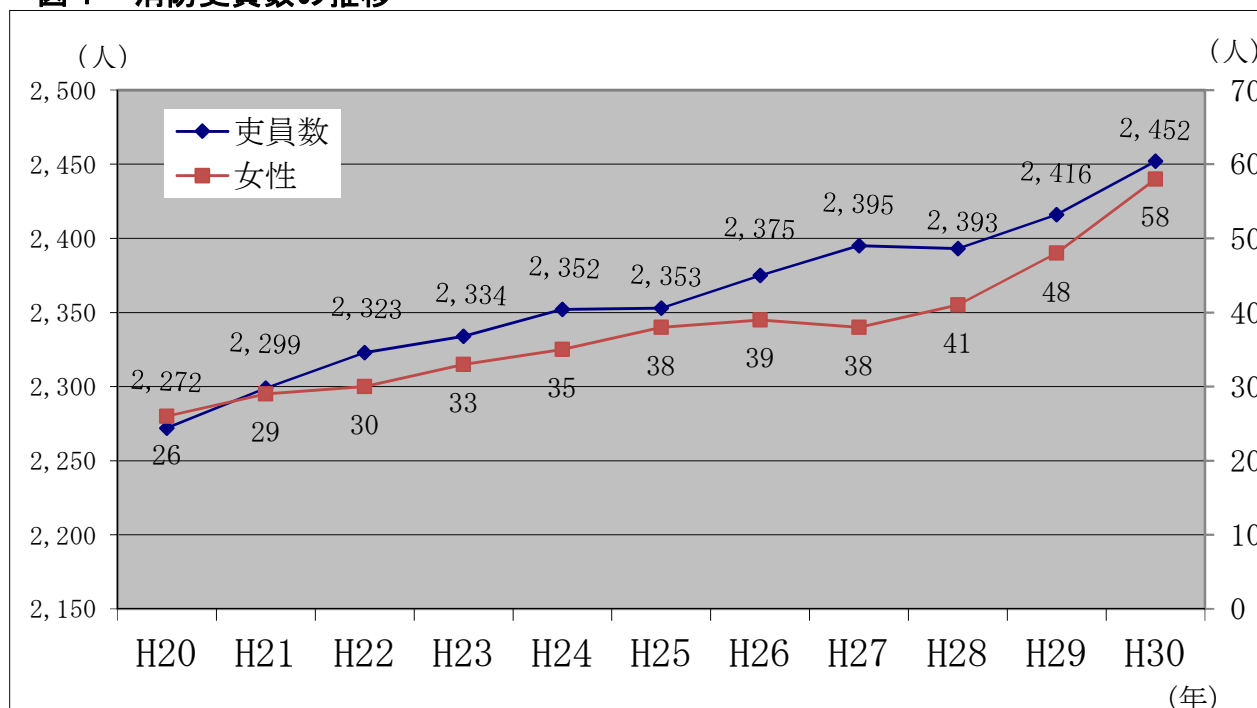
エ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流や情報通信手段の充実による連絡体制の強化

オ 総合的な合同防災訓練の実施

カ 防災行政無線の遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置すること等による災害時の初動体制の支援

資 料

図1 消防吏員数の推移



※ 各年4月1日現在

表1 一般的な住宅火災への出動車両数

(単位：台)

	1次の出動	2次(増援)の出動	合計
大規模消防本部 平均	6.0	3.3	9.3
中規模消防本部 平均	3.4	2.2	5.6
小規模消防本部 平均	2.7	1.5	4.2
全消防本部平均	3.6	2.1	5.7

表2 常備消防に係る物件費の決算 (H28年度)

(単位：千円)

消防本部(局)	常備消防費決算額		人口1人あたり 常備消防費(円)
	総額	うち物件費	
大規模消防本部 平均	4,303,390	397,439	9,346
中規模消防本部 平均	1,023,189	62,402	16,078
小規模消防本部 平均	637,067	48,661	17,303
県 計	1,560,608	128,307	11,370

※ H29年度消防防災震災対策現況調査より作成

※ 住民基本台帳に基づく人口(平成30年1月1日現在)より作成

図2 救急出場件数・搬送人員の推移

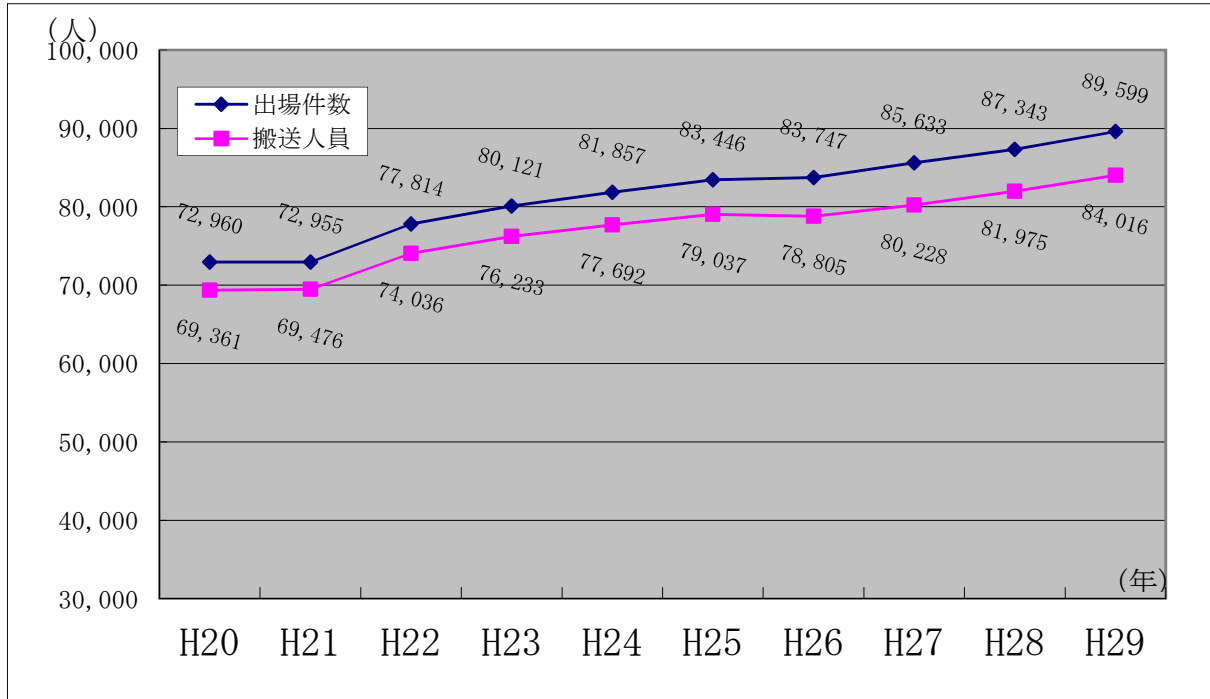


図3 救急搬送時間の状況

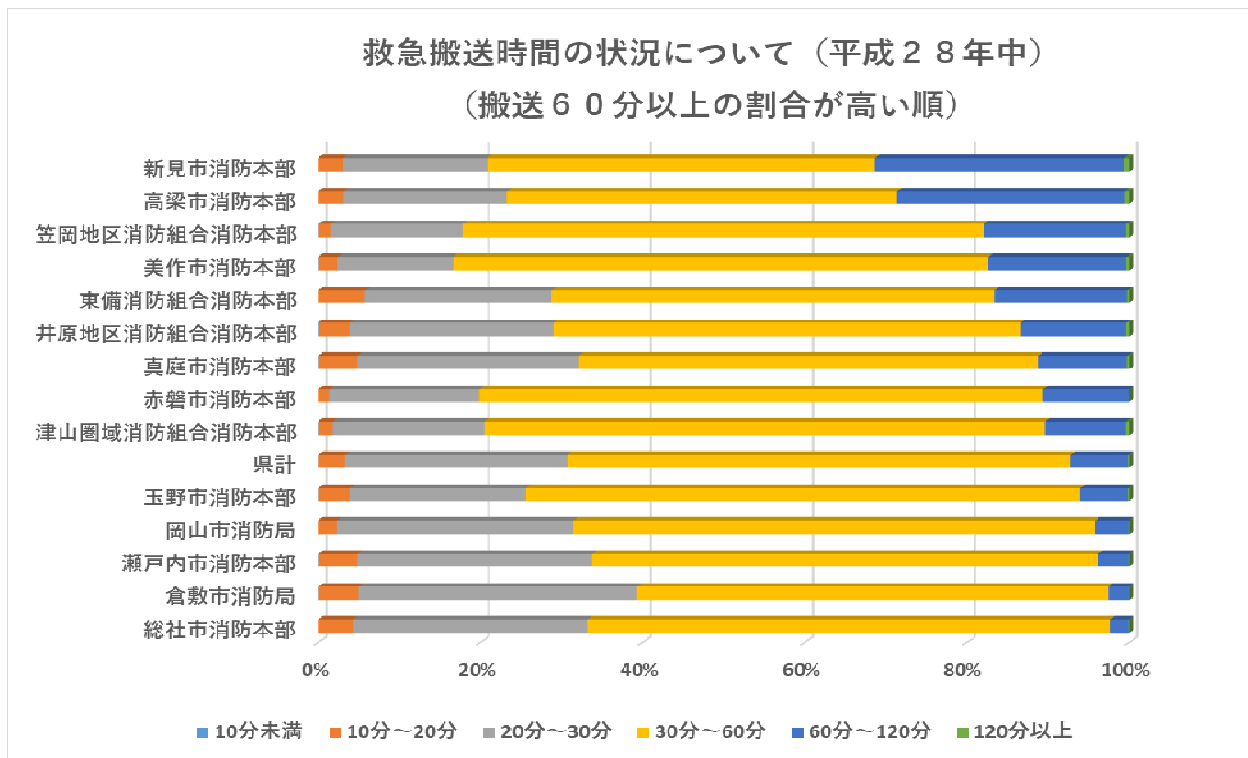


図4 火災発生件数の推移

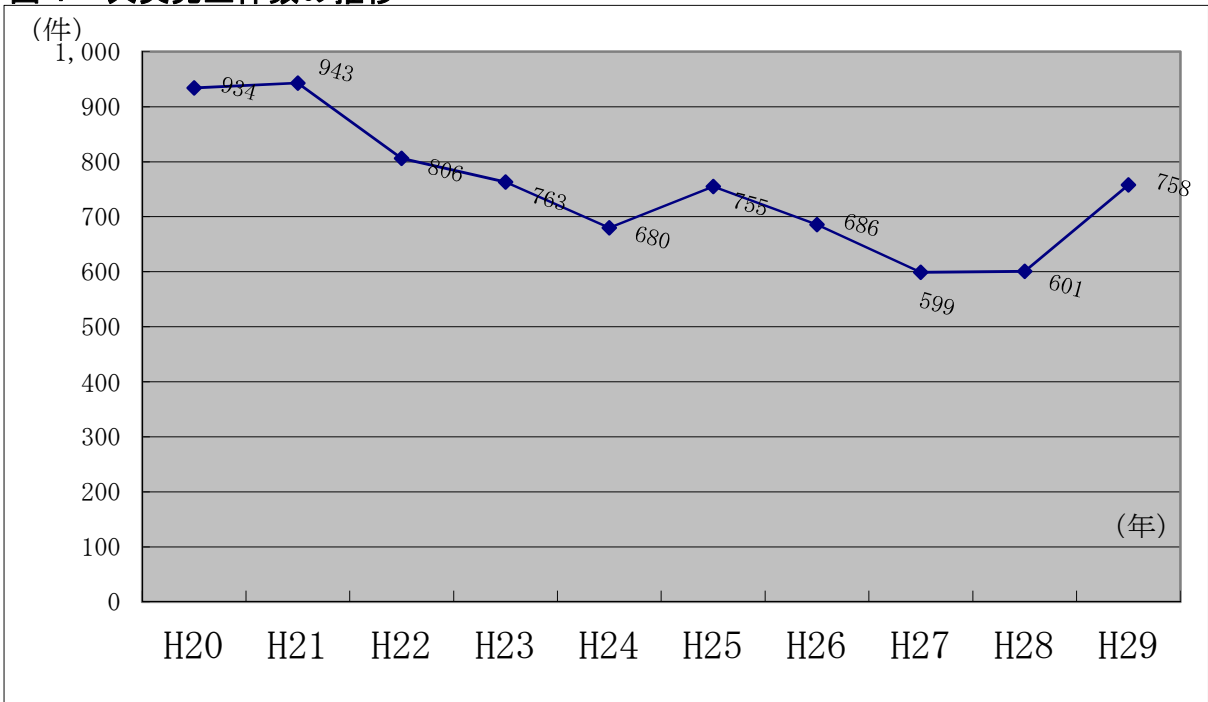


図5 火災による死者数の推移

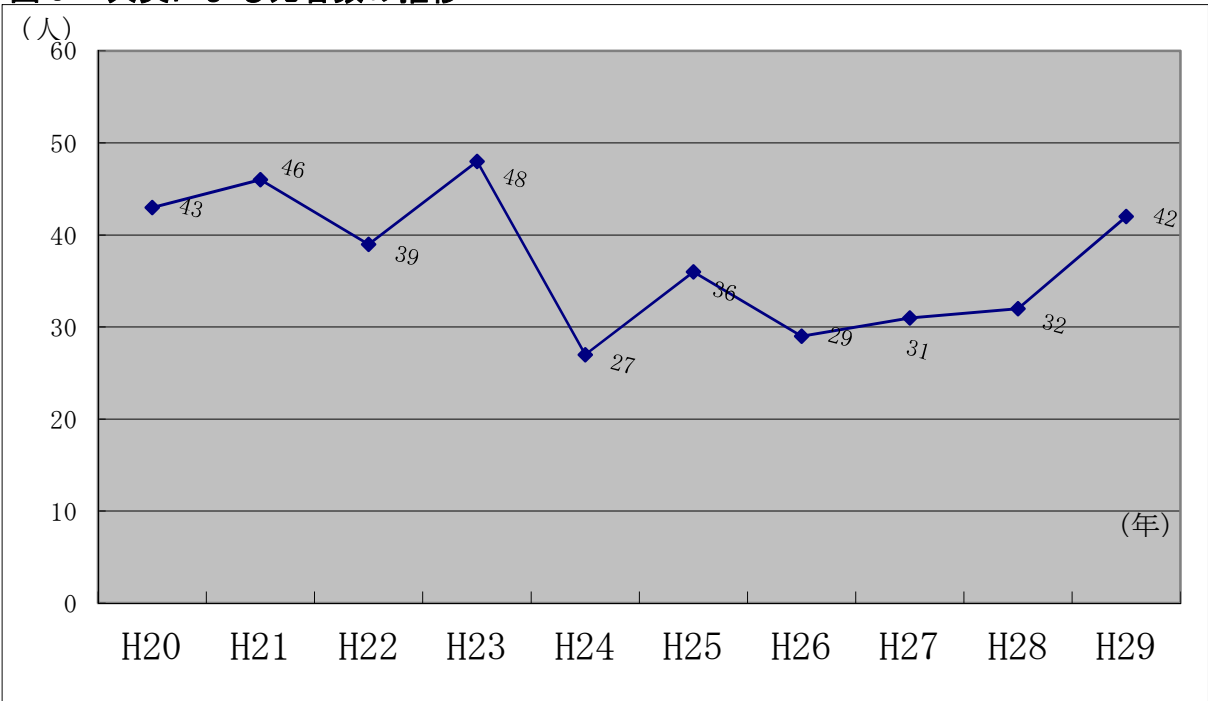
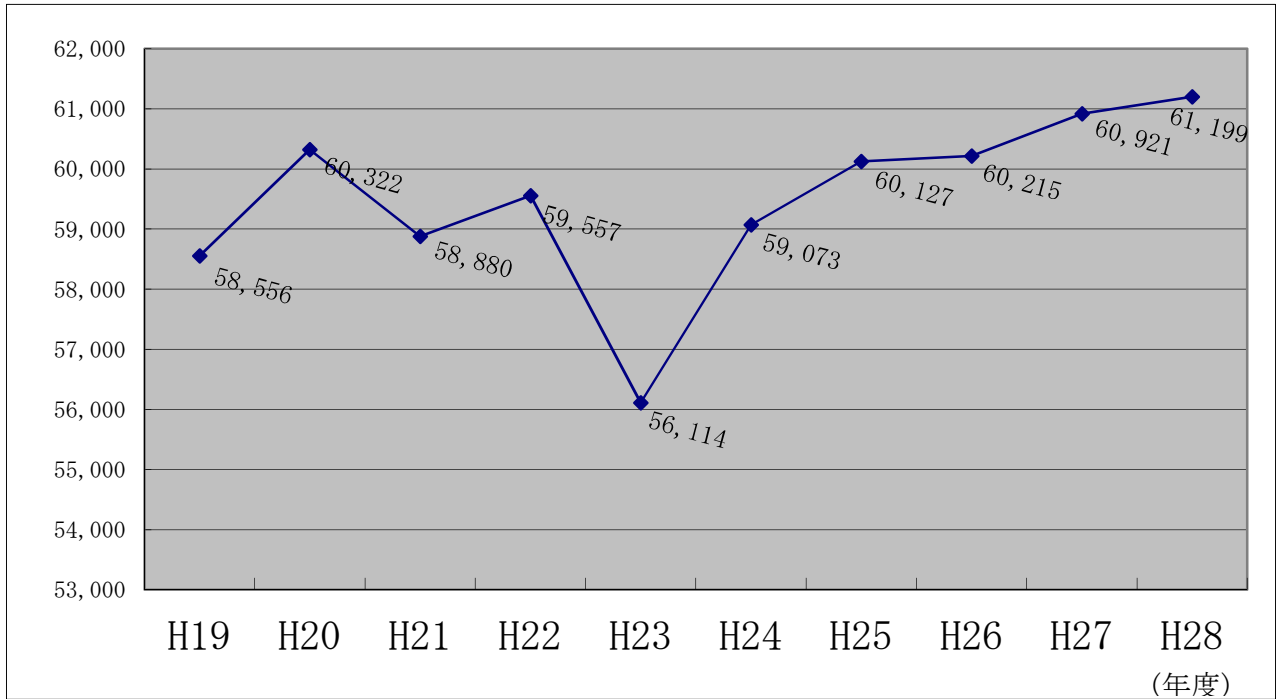
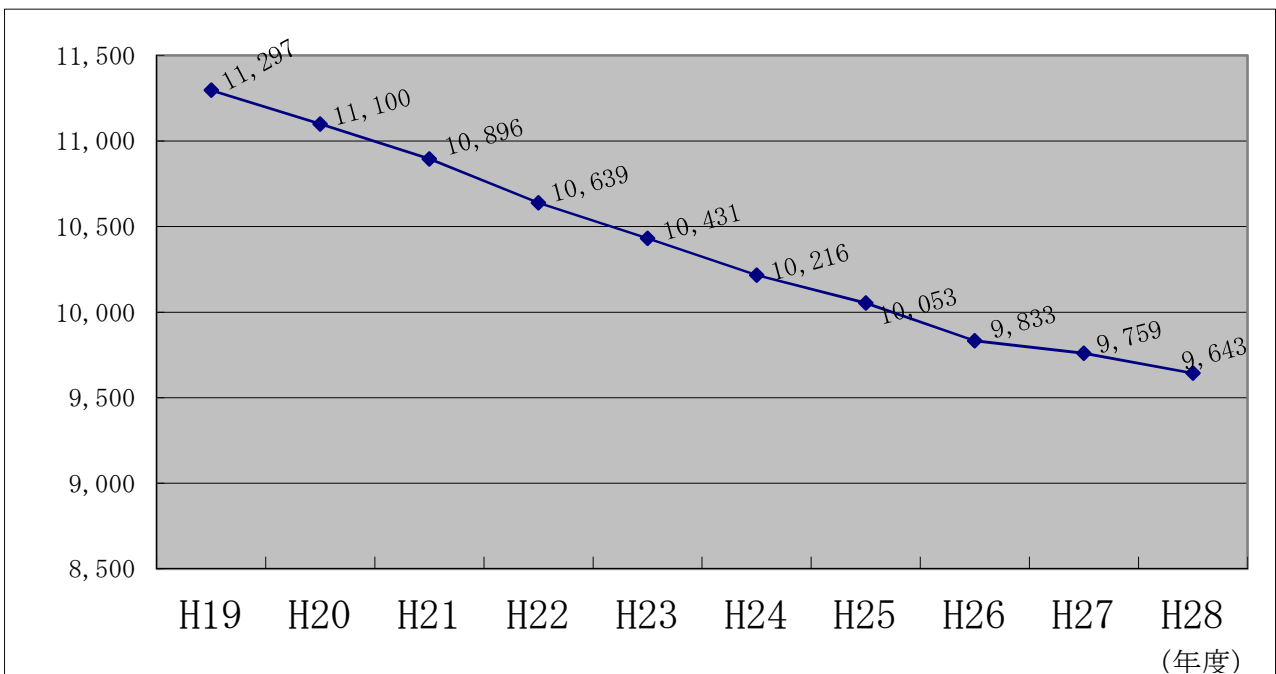


図6 防火対象物数の推移



※ 年度末現在

図7 危険物設置許可施設数の推移



※ 年度末現在

表3 地震・津波被害想定（南海トラフ巨大地震） ※H25.7 岡山県実施

表3-1 死者数 (人)

全県	県民局		消防本部	
365	備前	263	岡山	242
			玉野	12
			東備	4
			赤磐	0
			瀬戸内	5
	備中	102	倉敷	84
			笠岡	11
			井原	5
			総社	2
			高梁	0
	美作	0	新見	0
			津山	0
			真庭	0
			美作	0

※冬深夜

表3-2 負傷者数 (人)

全県	県民局		消防本部	
7,634	備前	4,770	岡山	4,065
			玉野	319
			東備	148
			赤磐	43
			瀬戸内	195
	備中	2,859	倉敷	2,140
			笠岡	382
			井原	200
			総社	134
			高梁	2
	美作	5	新見	1
			津山	3
			真庭	1
			美作	1

※冬深夜

表3-3 焼失棟数 (棟)

全県	県民局		消防本部	
3,911	備前	3,501	岡山	3,491
			玉野	4
			東備	2
			赤磐	1
			瀬戸内	3
	備中	409	倉敷	396
			笠岡	5
			井原	3
			総社	4
			高梁	1
	美作	1	新見	0
			津山	1
			真庭	0
			美作	0

※冬18時

表4 平成30年7月豪雨による被害状況

4-1 人的被害（死亡者数）

(人)

全県	県民局		消防本部	
68	備前	2	岡山	2
			玉野	0
			東備	0
			赤磐	0
			瀬戸内	0
	備中	66	倉敷	57
			笠岡	3
			井原	2
			総社	3
			高梁	1
			新見	0
	美作	0	津山	0
			真庭	0
美作			0	

※H31.3.5 時点

※68人のうち災害関連死 7人

4-2 住家被害（全壊・半壊棟数）

(棟)

全県	県民局		消防本部	
8,184	備前	1,229	岡山	1,204
			玉野	2
			東備	18
			赤磐	5
			瀬戸内	0
	備中	6,942	倉敷	5,492
			笠岡	185
			井原	292
			総社	623
			高梁	343
			新見	7
	美作	13	津山	7
			真庭	6
美作			0	

※H31.3.5 時点

※8,184棟のうち全壊4,829棟、半壊3,355棟

図8 危険物関係事故発生件数の推移

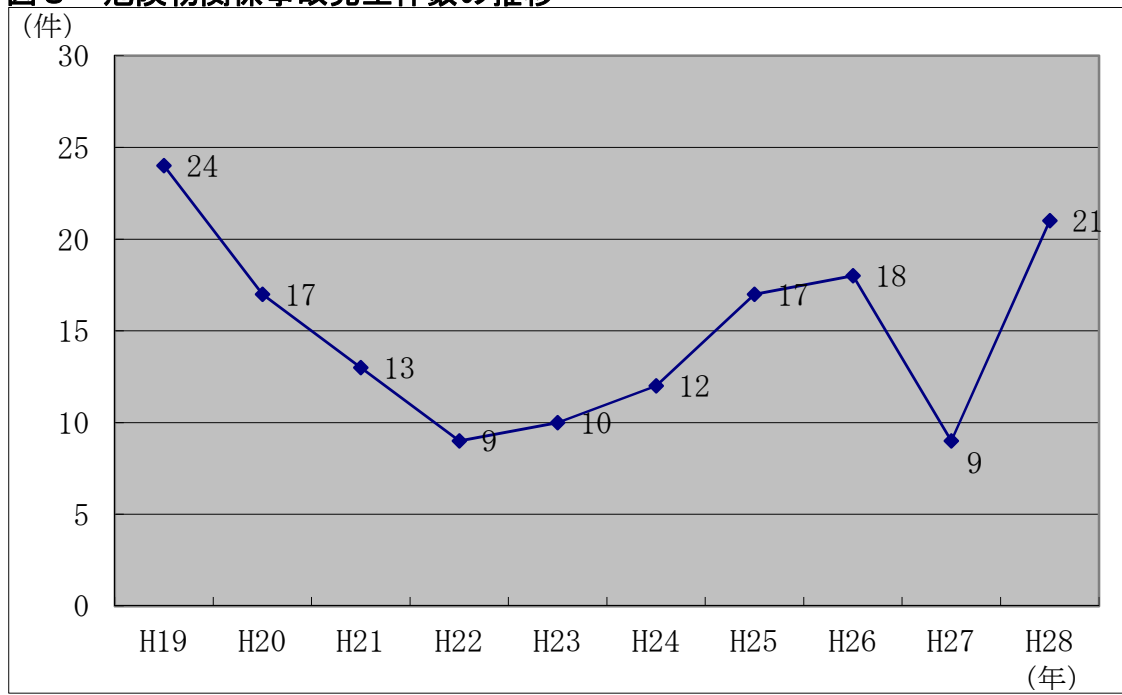
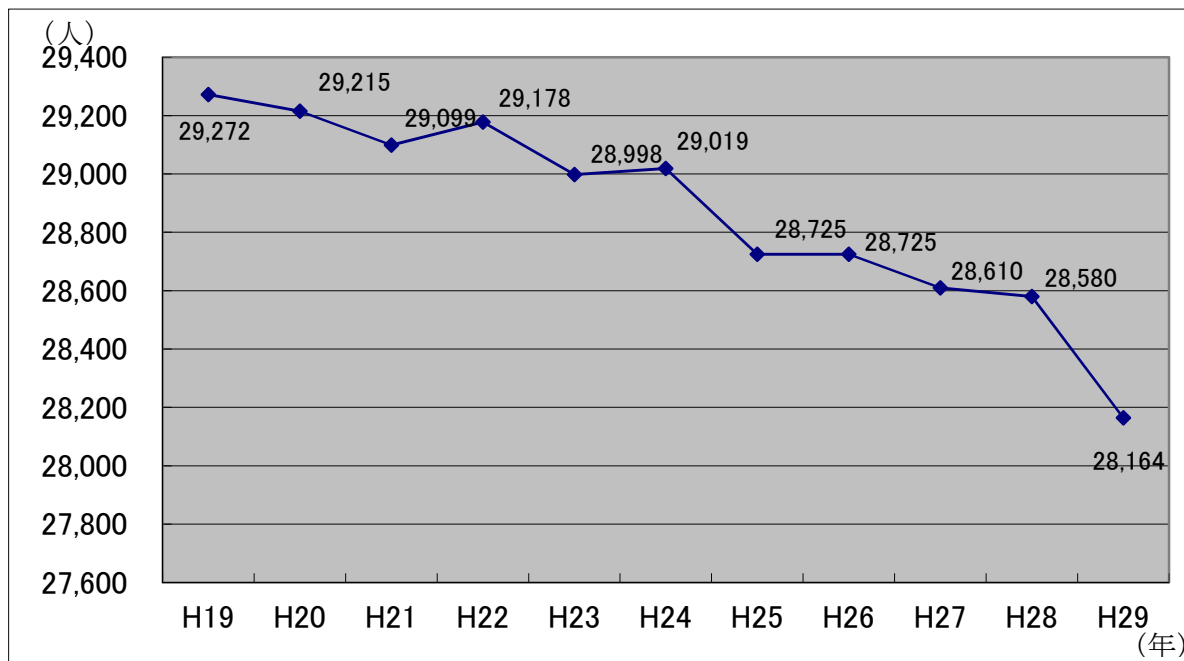
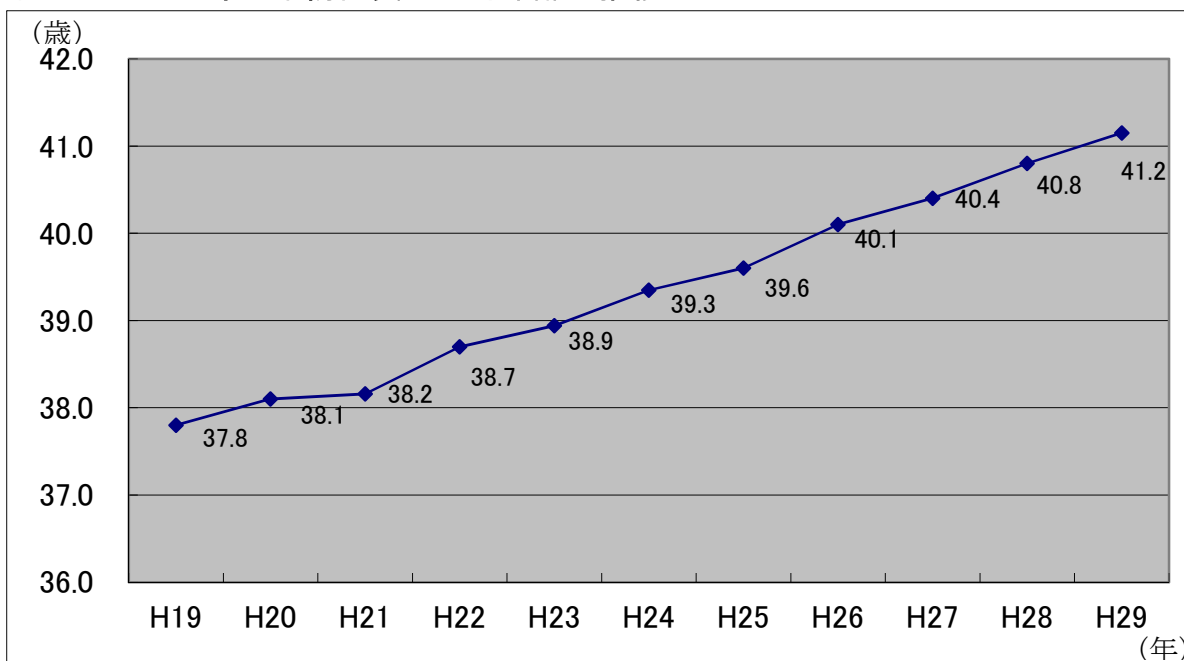


図9 岡山県の消防団員数の推移



※ 各年4月1日現在

図10 岡山県の消防団員の平均年齢の推移



※ 各年4月1日現在

表 5

消防の広域化のメリット

本部間の境界の減少	➔	現場到着時間の短縮	現場到着時間が短縮する区域			
			備前地域	備中地域	美作地域	全県
			10	14	6	48
			地域	地域	地域	地域
		1次出動の充実	他地区の署所からも一時出動可能な区域			
			備前地域	備中地域	美作地域	全県
			13	16	7	56
			地域	地域	地域	地域

管理事務・通信部門の統合	➔	現場活動要員の増強等	現場活動要員等の増員可能数			
			備前地域	備中地域	美作地域	全県
			28	40	10	125
			人	人	人	人

救急車の場合(24時間体制) …………… 13 台分

ポンプ車の場合(24時間体制) …………… 10 台分

出張所(県内の標準的な体制の場合)… 10 出張所分

消防の物件費	➔	高額な資機材の計画的整備	各地域内の消防の物件費の総額			
			備前地域	備中地域	美作地域	全県
最少の本部 年 33百万			858	611	327	1796
中間の本部 年 63百万			百万	百万	百万	百万

資機材	➔	規模の拡大	各地域内の主な消防車両数			
			備前地域	備中地域	美作地域	全県
最小規模の本部			54	57	23	134
ポンプ車	3台		台	台	台	台
救急自動車	5台		47	48	24	119
はしご自動車	0台		台	台	台	台
化学消防車	1台		7	7	1	15
中間規模の本部			台	台	台	台
ポンプ車	6台		6	9	3	18
救急自動車	6台		台	台	台	台
はしご自動車	1台		6	9	3	18
化学消防車	1台		台	台	台	台
その他		ヘリコプター BC用資機材 等	消防艇 BC用資機材 等	ドクターカー はしご自動車 等	/	

大規模な消防力を統一的指揮の下で迅速・効果的に投入可能

地震種別	被害エリア	備前地域(7市町)		備中地域(10市町)		美作地域(10市町村)	
		死者数	焼失破壊棟数	死者数	焼失破壊棟数	死者数	焼失破壊棟数
南海トラフ	県南部	263	56,104	102	38,464	0	79
山崎断層	県北東部	0	1,850	0	10	33	3,068
那岐山断層	県北部	0	24	0	2	12	2,373
中央構造線	県南部	0	2,137	4	7,928	0	0
長者ヶ原一芳井断層	県南西部	0	669	40	14,163	0	0
倉吉南方の推定断層	県北西部	0	0	0	0	6	770
大立・田代峠一布江断層	県北部	0	59	0	1	20	2,338
鳥取県西部地震	県北西部	0	1	0	90	0	264

表6 現状における全県的消防力等

項目	規模		摘要
現在の消防本部数	14		H30. 4. 1
市町村数	27		H30. 4. 1
管轄人口	1,920	千人	H30. 1. 1 住民基本台帳
管轄面積	7,107.30	km ²	H29. 10. 1 国土地理院調査
消防署所数	84		H30. 4. 1
消防署数	24		
出張所数	60		
消防吏員数	2,452	人	H30. 4. 1
女性吏員	58	人	
内部管理事務員	93.2	人	
通信員	134.5	人	
消防車両数			H30. 4. 1
ポンプ車	134	台	
救急自動車	119	台	
救助工作車	23	台	
はしご自動車	15	台	
化学消防車	18	台	
救急出場件数	89,599	件	H29年中
火災発生件数	758	件	H29年中
防火対象物数	61,199		H29. 3. 31
危険物設置許可施設数	9,643		H29. 3. 31
常備消防費決算額	28,238	百万円	H28年度
うち物件費	1,796	百万円	